

<支援の理念・方向性>

ヤングケアラーは、自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であるにもかかわらず、健康と生活の質の低下に苦しむ可能性があり、教育や訓練の機会を逃すことがよくあります。ヤングケアラーが、ケアの責任を有していない他の子どもと同じライフチャンスを持ち、心身の健やかな成長及び発達を図られるように、ヤングケアラーを早期に発見し、支援ニーズを特定するためのアセスメントを行い、柔軟な教育の機会とサポートを提供することが不可欠です。

これにあたっては、子どもが抱えるニーズを家庭の中でとらえ、家族関係を支えると共に、子どもの権利を擁護し、家庭においてヤングケアラーの担うケアの作業や責任を減らしていくことが重要です。

<根拠となる法律> ○児童の権利条約 ○教育基本法 ○児童福祉法 ○子ども・若者育成支援推進法 ○子供の貧困対策の推進に関する法律

<ヤングケアラー支援の柱及び具体的な施策案>**1. 早期に発見し、アセスメントを行い支援する****(1) 発見・認定する**

自治体は自身の地域にヤングケアラーがいるのか、その子どもが支援を必要とするヤングケアラーであるのかを調べなければならない

- 学校をヤングケアラーの発見の場とする(都道府県・市区町村)
 - ・学校関係職員、児童・生徒がヤングケアラーについて学ぶ機会を設ける
 - ・各学校におけるヤングケアラーの数を把握する
- 医療、保健、福祉等でヤングケアラーの発見を促進する(都道府県・市区町村)
 - ・ケアを必要とする人に関わる医療、保健、福祉等の機関や専門職がヤングケアラーについて学ぶ機会を設ける
- 地域でのヤングケアラーの発見を促進する(都道府県・市区町村)
 - ・地域に暮らす市民・民生委員等がヤングケアラーについて学ぶ機会を設ける
 - ・ヤングケアラーの日の制定やヤングケアラーフェスティバルの開催等
- 発見されたヤングケアラーについて相談・通告を受ける窓口を設ける(都道府県・市区町村)

(2) アセスメントを行い支援する

ヤングケアラーが支援ニーズを有していると考えられる場合、自治体はアセスメントを行い、支援を行わなければならない

- ヤングケアラーに相談及びアセスメントを受ける権利があることを伝える(都道府県・市区町村)
- ヤングケアラー及びその家族の相談及びアセスメントを行い、支援計画を作成し支援する(市区町村・要対協)
- ヤングケアラーのアセスメント及びケアマネジメントを行う部署、人材を確保する(都道府県・市区町村)
 - ・担当者の配置、担当者へのヤングケアラーのニーズアセスメントについての研修の実施等

4. 自立して社会生活を送れるよう支援する

子供・若者育成支援推進大綱にヤングケアラーと若者ケアラーを位置づける

- 就労や高等教育に関する相談の機会を確保する(子ども・若者支援機関や若者サポートステーション等)
- 進学を支援する給付型奨学金

2. 学びの機会とその結果を改善する

ヤングケアラー担当教員を配置し、担当教員が中心となって、学校でのヤングケアラー支援を計画・実行する

- 学校で必要なヤングケアラーへの支援体制を整える
 - ・児童・生徒が安心して話せる環境をつくる
 - ・児童・生徒へのカウンセリング(スクールカウンセラー等)
 - ・ケアをしていることに配慮して、児童・生徒が安心して学校生活を送れるようにする(学校の休憩時間における電話使用の許可等)
 - ・ケアしていることに配慮して、児童・生徒の学びをサポートする(学校で宿題に取り組めるようにする等)
 - ・ヤングケアラーの健康面のサポート(養護教諭等)
- 学校で安心して学ぶことができる環境を、家庭や保健・福祉・医療と連携し整える(スクールソーシャルワーカーの全校への常勤配置)

3. 支援ニーズに対応するサービスの開発とそれへのアクセスを保障する

- 自治体はヤングケアラーの実態を把握するための調査を実施する
- ヤングケアラー及び関係者のための相談支援の窓口(SNS・電話等)を各都道府県に設置する
 - ・ヤングケアラーコーディネーターを配置する
 - ・ヤングケアラーコーディネーターの養成研修を実施する
- ヤングケアラーのケアの負担を軽減する
 - ・同居の家族がいる場合でも、介護保険居宅サービス、障害福祉居宅介護等サービスの利用を促進する(家族状況への配慮・勘案)
 - ・ヤングケアラーがいる場合に、保育所や高齢者施設や障害児者施設などの入所判定等への加算、緊急時ショートステイの利用日数の延長等をする
 - ・生活困窮世帯の場合、介護保険自己負担額の免除措置をする
- ヤングケアラーのピアサポートグループの立ち上げと運営の支援をする
- 子どもらしく遊び過ごせる機会を確保する
 - ・子ども食堂など地域の子どもの支援団体等が行うヤングケアラーを対象とした取り組みを促進する(助成金等)

<以上を進めるために国に求められる法や体制の整備>

1. ヤングケアラー支援法を制定する
2. ヤングケアラー支援の総合戦略を策定する
3. ヤングケアラー支援の総合戦略に関連する法律等にヤングケアラー支援を明記する
4. ヤングケアラー支援の所管・担当部署を決める

5. 文部科学省や厚生労働省をはじめとした省庁横断的な体制を整備する
6. ヤングケアラーの実態・ニーズを把握するための調査を定期的実施する
7. ヤングケアラーのアセスメント・支援に関する研究を促進する
8. 上記1から7について検討し、推進する協議会を設置する